

# 建設業者の皆さんへ

## 令和2年度 工事成績評定の見直し等について

令和2年4月より次のとおり運用します。

(1) 成績評定の見直しについて

成績評定に関わる「**審査項目別運用表**」については次の通り変更します。

審査項目別運用表の採点に当っては、土木等その他工事は別表-A、建築工事は別表-Bを用いて行います。(町HP「**検査・成績評定等について**」に掲載)

(2) 評定の結果の通知について

評定の結果については、請負者に対し工事成績評定通知書及び項目別評定点により通知します。

(3) 評定内容の説明について

評定結果について疑義がある場合は、通知を受けた日から14日以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができます。

適用時期について

令和2年4月1日以降に契約する建設工事等から適用します。